令和　　 年　　 月　　 日

徳之島町担い手育成総合支援協議会　殿

住　所：

氏　名：

連絡先：

肥料価格高騰対策事業に係る申請書（秋肥分）

肥料価格高騰対策事業の交付を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当事業の交付を受けるものとして実施要領に定める事項について、確認し、その内容について十分理解したうえで申請しており、要領に反したことにより不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 提出資料
2. 本年秋肥（令和４年６月～１０月に注文）の購入価格がわかる注文書、領収書または請求書
3. 化学肥料低減計画書（取組メニューのうち２つ以上の取組が必要）
4. 振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 銀行・農協・信用金庫労働金庫・信用組合　 | 支店（所） |
| 銀行等（ゆうちょ銀行以外） | 預金の種類 | □普通　　　　□当座　　　　　　**（口座番号は右詰で記入→）** |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行 | 記号番号 | １ |  |  |  | ０ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 | （フリガナ） |
|  |

1. 同意事項

　下記の同意事項欄を確認のうえ、チェック欄に○をする

【同意事項欄】

参加農業者は、支援金申請にあたって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |  |
| １　本事業に係る報告や立ち入り調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。２　取組を実施した事が確認できる書類等の証拠書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等の記録）について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。３　以下の場合には、支援金を返還もしくは減額すること、又は交付されないことに依存ありません。　ア　提出書類において、農協系列や他肥料販売業者との重複申請や虚偽の内容（数量や価格等）を申請したことが判明した場合　イ　正当な理由がなく、計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合　ウ　商品の返品や数量変更などにより肥料費の変動があった場合　エ　市町村等の事業を活用した場合４　支援金の事務手続きにおける下記の事項については参加農業者が負担します。　ア　支援金の振り込みにおける振込手数料　イ　申請に係る事務手数料1,000円（注）誓約・同意事項の内容を確認のうえ、チャック欄に○を記載すること。 |